

令和7年（2025年）5月8日

東海市水道事業

東海市長 花田勝重様

東海市上下水道運営審議会

会長 谷口庄一

加入負担金について（答申）

令和6年（2024年）11月1日付け経第67号で諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

加入負担金は、給水装置の新設、増径に際し、「新旧需要者間の負担の公平」、「原因者の適正負担」等の観点から、水道施設の拡張事業費等の経費に充てる目的で、申込者から加入金として徴収している。

本市では、昭和44年に制定して以降、昭和51年、昭和53年、昭和59年、平成9年と4回の改定を行い、いずれも水道料金改定とともに実施しており、今回、当審議会における水道料金の改定の検討にあわせて、加入負担金の額についても議論を行い、改定の検討を行ったものである。

2 答申について

本市では、土地区画整理事業や開発行為などによる拡張事業の実施が今後も予定されていること、また、基幹管路の耐震化など投資的事業の見込みがあり、拡張事業における建設費や諸物価も上昇しているため、加入負担金を改定し収入を増加させることは不可欠なものである。

改定の規模としては、今後到来することが予測されている南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるため、基幹管路の耐震化は極めて重要であり、その財源確保を含め、令和8年度から全体で15.8%の改定を実施することが必要であると考えられる。

3 加入負担金に関する審議会の意見

拡張事業費と加入負担金収入との収支が乖離している状況が続いているにもかかわらず、加入負担金を長期間見直ししていない現状がある。今後は水道料金の改定に合わせて加入負担金の見直しを検討するのではなく、収支の状況を適宜確認し、適切なタイミングで改定できるよう、改定時期についての考え方を整理すべきである。